

[ 平成20年 6月 定例会-06月26日-04号 ]

- 富士市救急医療体制について
- 静岡県動物愛護管理推進計画を受けて

◆6番（山下いづみ 議員） 私は、先に通告してあります富士市救急医療体制についてと静岡県動物愛護管理推進計画を受けての2項目について質問いたします。

初めに、富士市救急医療体制について伺います。

急病やけがなど緊急の場合、いつでも、どこでも、適切な医療がより早く受けられるように救急医療体制が整っていることは、私たちの暮らしにおいて大変重要であります。平成19年救急統計によれば、富士市救急隊が扱った件数は7593件あります。そのうち、最も多い事故種別は急病で、次に多い事故種別は転院搬送1333件となっています。総務省消防庁の消防白書によれば、救急出場に占める転院搬送数は平成18年度で全国平均が8.9%、富士市は18%と全国平均より高い数値となっています。

救急医療体制には、1次救急、入院治療を必要としない軽度の救急患者の治療、2次救急、入院治療を必要とする重症救急患者の医療、そして3次救急医療、高度の検査、手術を要する重篤救急患者の救命医療とありますが、救急医療の環境整備をしていくことが転院搬送を減らしていく1つの方法ではないでしょうか。

また、国においては、平成15年より人口30万人から50万人を想定した新型救命救急センター設立が進められています。今後、富士市は、救急医療の分野においても2市2町の中心として力を発揮し、救急医療の質の向上に努めていくことも必要であると思われま

す。救急医療には、救急車が到着前に適切な処置が行われることが重要であると言われてい

ます。例えば心臓停止では、3分間放置されると死亡率が約50%になり、呼吸停止では、10分間放置されると死亡率が約50%になると言われています。緊急事態が深刻であるほど早く適切な処置をしなければいけません。このことを踏まえると、AEDを用いることがとても重要であると理解できます。富士市では、AEDの普及のための講習会が行われ、公共施設への設置などもされています。

そこで以下の3点、1、救急医療センターと中央病院の連携状況は、2、将来的には、救命救急センターを設立に対する考えは、3、AEDは十分に利用できるように機能しているのかについて伺います。

次に、静岡県動物愛護管理推進計画を受けてについてお聞きします。

静岡県は、犬や猫の飼養頭数は45万頭と推計され、数多くの動物が人と暮らしています。ペット用飼料の出荷額は日本一を誇っている地域でもあります。平成20年3月、静岡県では動物愛護管理推進計画を策定しました。これは、命ある動物の尊厳を守ると同時に、動物が人の生命、体、財産を侵害することのないように、人と動物とが共生する社会の実現を目指して、県や市町、関係団体、ボランティア等が協力し、さまざまな問題への取り組みを推進するための計画です。

この背景には、少子高齢化、核家族化が進む中、動物は家族の一員としてかけがえのない存在になっている一方で、無責任な飼い主により、毎年多くの犬や猫が引き取りに出され、殺処分されている現実が挙げられます。

平成18年度の静岡県の犬、猫の殺処分頭数は1万1506頭と出ています。これは全国で多い方から8番目です。また、引き取り頭数の約9割は猫であり、新しい飼い主が見つ

った譲渡頭数 413 頭は譲渡率にすると 3.4%で、全国で高い方から 26 番目となっています。また、動物をめぐる問題が多く発生し、住民から苦情や相談が絶えない状況にもあります。その一方で、犬や猫を飼うことが心身により影響を与えると考える人が数多くいます。

そこで今後、高齢者が飼養する動物は増加すると言われていています。静岡県においては、一部地域では動物愛護に関するボランティア活動が活発に行われている中で、全体的には動物愛護に対する関心は低く、県アンケート結果では、動物愛護事業への参加に興味のない県民は 87%と出ています。しかし、今後ボランティアの存在はますます重要と考えられる状況です。

以上のことから、県の取り組み方針として、飼い主責任の徹底、人と動物の安全と健康の確保、地域活動の充実の 3 つを挙げています。富士市においても、人と動物とが共生するまちづくりに、市が主体となり、住民の動物愛護の意識を高め、市民協働活動をより一層活発にさせる必要があると考えます。

そこで、以下の 3 点、1、終生飼養や不妊去勢などの飼い主責任の徹底はどのように図っているか、2、動物による近隣や地域におけるトラブル回避にはどのようなことをしているのか、3、ボランティアリーダーの育成を図り、啓発活動、パトロールなどの充実を図る考えはこの 3 点を伺い、最初の質問といたします。

○議長（渡辺敏昭 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 山下議員のご質問にお答えいたします。

富士市救急医療体制についてのうち、まず 1 点目の救急医療センターと中央病院の連携状況はについてであります。富士市救急医療センターは富士市が設置し、富士市救急医療協会が指定管理者として管理及び運営を行い、初期救急医療患者を受け入れております。

当救急医療センターの運営体制は、内科、外科、小児科を診療科目として、平日の夜間、土日及び祝日と年末年始の昼夜間に稼働し、富士市医師会と東京慈恵会医科大学を初めとする各医大から派遣される医師が診療を行っております。

受け入れた救急患者のうち、入院を必要とする重症救急患者の場合は、迅速かつ適切に富士市立中央病院を初めとする市内の 2 次救急医療を担当する病院に転送される救急医療体制が体系的に整えられ、機能をしております。近年の疾病構造の変化、高齢化の進展などを背景として救急搬送人数が増加傾向にある中、平成 19 年度は 3 万 8295 人の救急患者を受け入れ、そのうち 1600 人の救急患者が 2 次救急医療を担当する病院に転送された実績となっております。

2 次救急医療機関である中央病院は、休日や夜間の救急に対応するため、内科、外科、小児科、循環器科による当直体制をしいており、平成 19 年度の救急外来患者総数は、延べ 1 万 2044 人です。このうち、休日や夜間の 1 次救急医療機関である救急医療センターから中央病院に転送された患者数は延べ 1452 人となり、その中で救急車で転送された患者数は延べ 560 人でした。

次に、2 点目の将来的には救命救急センター設立に対する考えはについてであります。現在県東部には、伊豆の国市の順天堂大学医学部附属静岡病院と沼津市立病院の 2 カ所に救命救急センターが設置され、3 次救急医療機関として、脳梗塞、心筋梗塞など、生命の危険が差し迫っている患者さんに対し、24 時間体制で高度な治療を施しております。

本市には救命救急センターは設置されておきませんが、救急患者に対しては、中央病院や他の周辺の病院との連携をもとに、患者さんの状況に応じて、適切な施設で病状に合っ

た治療を受けられるよう救急体制を組んでいるところであります。また、本市の救急医療は、1次救急は富士市救急医療センターで受け入れ、2次救急は中央病院及び民間病院との当番制で受け入れており、このシステムは富士市医師会との緊密な協力関係のもとで運営されております。

そこで、救命救急センターの設立につきましては、現在、富士市救急医療センターと中央病院の連携は順調に機能していることから、富士保健医療圏における救急体制の将来の課題としてとらえ、富士市医師会の先生方のご意見も伺い、かつ救命救急センターは365日24時間稼動する施設でございますので、高度の技術を有する医師その他の常勤職員の確保、診療設備の整備、財政面での負担見込みなど、さまざまな課題を総合的な見地から分析し整理をしております。

次に、3点目のAEDは十分に利用できるように機能しているかについてであります。本市では平成18年度より、公共施設へのAED設置を進めており、6月1日現在の設置状況は、小中学校を初めとする公共施設への設置として96台、これに中央病院で独自に設置した4台を加え、合計100台となっております。

設置している施設については、富士市のホームページに設置施設一覧表を載せ、広く周知に努めております。あわせて設置施設においては多くの市民の目にとまるよう、建物の内外から容易に認識ができる位置にステッカー及び標識を掲げるなど、工夫と配慮に努めております。

また、平成18年度から始めたAEDの貸し出しについては、市民が参加する地区のイベント、スポーツ大会などに積極的に貸し出しを行っており、貸出件数も年々増加し、広く市民に浸透しているものと考えられます。平成19年度からは、消防署及び各分署8カ所に設置され、夜間や他の公共施設の休業日にも利用可能になりました。

公共施設の休業日及び24時間のAEDの活用につきましては、コンビニエンスストア等の民間事業所に設置することも1つの方策と考えられますが、民間事業所との連携体制を構築することが必要となります。

そのような体制づくりには、民間事業所側の積極的なご理解とご協力が不可欠であるほか、業種の違いや設置方法など、多くの検討要素があります。実際に使用する場合において受けるプレッシャーや、使用したがよい結果にならなかったときに受ける精神的ショックへのケアに対しても配慮しなければなりません。

AEDを設置している公共施設には、AED操作を含めた普通救命講習を受講した職員が必ずいることや、貸し出す場合にも同様の講習を修了している者がイベント会場に配備されることを条件としており、その実効性を強く期待していることを考えますと、単なる設置にとどまらない、AED設置の目的と効果を明確にあらわすことのできる方策の研究が必要と考えております。

次に、静岡県動物愛護管理推進計画を受けてのご質問にお答えいたします。

この計画は、動物愛護管理法第6条に基づく計画であり、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、県全体を対象とした基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、その達成のための計画的かつ統一的な推進施策を定めたものであります。

人と動物が共生する社会の実現を目指し、飼い主責任の徹底、人と動物の安全と健康の確保、地域活動の充実を3つの取り組み方針として掲げ、それぞれの取り組みに数値目標を設け、市町、動物保護協会、獣医師会等の関係団体やボランティアが協働して計画を推

進するものです。

1点目のこの計画を受けて終生飼養や不妊去勢などの飼い主責任の徹底はどのように図っているかについてであります。本市は、富士宮市、芝川町、富士川町及び獣医師会と静岡県動物保護協会富士地区支部を組織し、動物保護と適正な管理を推進するための諸事業を推進しております。

命ある動物の尊厳を守り動物が終生適切に飼育されるよう、小学校等で動物愛護教室や飼い主を対象に犬とねこの飼い方教室を開催するほか、「広報ふじ」へのペットマナーの掲載や捨て猫防止看板の作成、配布により、終生飼養、飼い主責任の啓発を行っておりますので、今後も継続して実施をしてまいります。

また、飼えなくなったペットの譲渡を促進するため、静岡県動物保護協会と協力し、庁舎の1階にポッチとニャンチの愛の伝言板を設け、ペットを譲りたい人と飼いたい人の情報交換の場として活用していただいております。

平成19年度は犬と猫合わせて83件の申し込みがあり、33件の譲渡が成立しております。猫の避妊、去勢につきましては、平成16年度に補助制度を創設し、飼い主のいない猫の誕生を抑制しておりますが、平成19年度実績といたしましては810件に交付しております。

次に、動物による近隣や地域におけるトラブル回避にはどのようなことをしているのかについてであります。トラブルは、近所の犬の鳴き声がうるさい、猫が庭に入ってきてふんをして困る、野良猫がいるなど、多種多様であります。

このようなトラブルを未然に防止するためには、飼い主のマナー向上が大変重要でありますので、犬とねこの飼い方教室や「広報ふじ」などを通して、適正な飼い方のより一層の啓発を図ってまいります。また、電話等によりこれらの苦情を受けた際には、現地調査を行い状況に応じた指導を行っておりますが、昨年度は49件の指導を行いました。

苦情者、原因者が近隣同士の場合は感情的になり、対応が難しいケースもありますので、このような場合は保健所の動物指導班に同行を求め、飼い方やしつけの指導を行い、マナーの向上を図っております。

次に、ボランティアリーダーの育成を図り、啓発活動、パトロールなどの充実を図る考えについてであります。現在市内には、ボランティア団体はNPO法人捨て猫をなくす会があり、会員66名で捨て猫の里親探しや繁殖予防事業などに取り組んでいただいております。

この会の活動は、動物によるトラブルの未然防止にも貢献をしていただいておりますので、このような市民活動を推進するため、補助金を交付し支援しております。また、静岡県動物保護協会の制度として、長年の動物飼育経験がある方や動物に係る仕事に従事していた方を動物保護管理指導員として委嘱し、動物の飼い方相談や動物愛護思想の普及啓発などを行っていただく制度があります。

市内には13名の動物保護管理指導員がおりますが、市民ボランティアとして市内各所で開催される飼い方教室を初め、常日ごろから公園や自宅周辺において市民の動物愛護思想の啓発や飼い方マナーの向上を図るため、熱心な活動を展開していただいております。

県の計画では、この動物保護管理指導員の中から、ボランティアグループのリーダーとなる動物愛護推進員を本年度から新たに委嘱し、育成指導を行う予定となっております。

今後とも、ボランティア、獣医師会等との連携を強化し、動物愛護の普及啓発、パトロールなどの充実を図ってまいります。

以上であります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） ありがとうございます。

初めのところの富士市救急医療体制についてから、また順にお話を聞きたいと思います。

まず1番目のセンターと中央病院との連携ということで、これは1次体制、2次体制としっかり連携がとれていると。これは、医療センターの方とか、いろんな方にもお聞きしたことがあります。そして、そこなんですけれども、こういうふうに連携はとれているところで、医療センターに年間3万8000人の方が来ているというところで、まず初めに聞きたいところが、先ほどの西村議員のところの話もそうですが、市民の意識ということで、これは救急ですよ。救急のときに来ているのか、それともたまたまあいているから来ているのかとか、出だしの最初にここを建てたときには、市民の皆さん、本当に何かがあったらいつでも来てくださいなというふうにできたものなんですけれども、実際に救急でない方がもしいたならば、3万8000人にはどういうふうに入って、そしてまた転送しなければならぬといったらすごく大変になってくると思うんですよ。ですので、ここへ来る市民の方の状況というのはどういうようなんでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 救急医療センターへとお見えになる患者さんの状況ということだと思いますが、基本的には1次救急ということで救急医療センターの方は受け付けております。しかし、患者さんによりましては、本人と家族の方なりも含めて直接医療センターの方へ来られる方、あるいは救急車に連絡をとって救急車で搬送されてくる方に大別されると思います。救急車で来られる方については、救急隊の方が、そこで2次救急を中央病院なり、そういう2次救急の受け入れにしていた方がいいのか、あるいは1次ということでの、ある程度そこで大きな分類をした中で搬送されてくるということがございます。

あと、直接来られる方につきましては、そこで診断をした中で判断をしていくというようなことになっていきます。そこで実際に来られた方の中では、多くは中等ぐらいの方から軽症の方が多くなるかとは思っております。実際の診察の状況は、特にそのような1次救急ということがありますので、軽症の方を中心という形でやっております。

そういう中で、中等あるいは重症というようなことが判明した場合には、中央病院を初めとした2次救急の方へと転送すると、このような形で対応しております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） とにかくいろんな方法で来たにしても、もう1度医療センターで、そこで判断をして転送するとか、そこで治療する方ということなんですけれども、先ほどの3万8000人を簡単に1日で計算すると、多分100人から多いときには200人、300人になると思うんですが、そういう300人という方が、救急でいつも大変な事態というふうに考えるのはなかなか難しく、そして救急医療体制をよくするためにはということが、やっぱり市民の意識ということもまず一番最初に大切なことで、そのときに、例えば今ここで何かがあったときに、まず最初に、例えばチェック表みたいなもので、今自分が確認できないものがそばにいる人が確認できて、今ここで救急に行くべきなのか、どうなのかというような判断ができるような、市民が、だれが見てもわかるような、この病気の状態がわかるようなものの配布とか、そういう広報というのはどのような形になっているんでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 特に今申しましたような例えば市民に事前に自己判断チェックリストといいますか、あるいはチェックカードというような、そのような形のものは特にしておりません。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） 今、していないということでしたけれども、いろいろお話を聞いたときに、そのような表を富士市の方でも検討とか、書いているとかというようなこともちょっとお聞きしましたので、ぜひそれはまた1度確認をして、もしそういうチェック表があったならば、配布とか、あと何がなんでもいつも駆け込み寺のように来る前に、一呼吸おいて何か見られるものということで作成した方がいいなというようなことでまた進めていただければいいと思います。

そして、そうはいっても、実際に救急というときに私たちは慌てるわけで、とにかく救急のところにとおもいますよね。行ったときに、ここじゃまずい、また次に2次転送といったときに、本人は気絶していてわからないときもあるかもしれませんけれども、その周りの家族であるとか知人が、えっ、今ここに救急に来たのにまた運ばれて、またそこで時間がかかるのかと、これは簡単な市民の感覚の意識としたら、またというふうに思ったりとかするんですよね。そうすると、実際に富士市でこういうふうに連携がとれている。この場所にいろいろ行くといっても、もう少し移動の環境の整備がもっとできたら市民にとっていいのかなとは思っています。

そして、そういうところを考えますと、例えば宮崎市の救急医療体制というところは、1次、2次、3次というふうになっていまして、まず一番最初の慌てる場所、初期の1次救急と2次救急というところが、建物がそのまま横に並んでいるんですね。小児診療所、夜間急病センター、あと医師会病院、そこで1次、2次、最終的にこれはもう高度な検査が必要だというときに3次、ここで言ったら中央病院に担われるというふうになっているんですね。

そうしますと、ここに来たときに患者さんが慌てない、そして、現場で対応する人たちもいつも何のときにも来る中でというよりも、もう少し整備された人数をもう少し少数にして、しっかりと診られるというような体制が整えられていくと思うんですね。ですので、これをまた急に、ここの建物を直して1、2、3と建てろという話ではないんですが、今あるところの医療センター、そしてまた中央病院とか、あと2次の私立の病院もありますけれども、もう少し1次、2次、3次の連携がなるべく近くのところで行えるような体制に持って行っていただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 大変参考になるご意見だということでお聞きしておりました。

救急医療センターにつきましては、当初、伝法にある医師会の会館が今あるところですね。あそこら辺にあったものをこちらへと、より少しでも近くへとということで、現在のところで開院しているという状況がございます。

そういう点で、道1本ですぐにぱっと来られるというような近さもあるということで、先ほど申しましたように、今それなりのというか、私たちとしては、かなり近い距離で機能しているのではないかなということは感じておりますが、今の議員の宮崎の例というようなことも大変参考になると思いますので、今後の参考ということで、ありがたくお受けさせていただきたいと思っております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員）　そういうところの体制ということを入りながら、また次の2番の救命救急の方と同じになってくるんですが、こちらの方の設立は、将来的には課題ということで、それはもちろんそうだと思いますので、また富士市は消防とか防災ということもすごくしっかりとやっていますし、力を入れていますよね。そうすると、やっぱり救急医療ということは離せないの、防災の方でも広域連合2市2町、20万人、30万人、40万人のこの都市のところで、富士市がリーダーシップをとっていくぐらいの意気込みがありますので、それに並行して、ここの救命救急センターの設立ということも視野に入れながら、ぜひ形をつくっていただきたいと思います。

そして、3番目のAEDのことですけれども、公共施設に96台、全部で100台あると言っていますが、これはホームページにすべてどこにあるかと記載されているのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員）　保健部長。

◎保健部長（長橋均 君）　6月現在のホームページで91施設で、プラス、フィランセの貸し出し6件を含めて、100ということでホームページの方では掲載させていただいております。

○議長（渡辺敏昭 議員）　6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員）　その記載ということですが、緊急のときにどこにあるかなかなかわからないと困るので、ホームページに載せるということはとても大切なことだと思いますが、あとそれ以外に、24時間使えるのかということもすごく大切なところで、先ほどのところでも、24時間使えるということで、連携体制ということで、コンビニとかいろんなことを検討をということがありましたけれども、実際に公共施設が閉まっているときに、ほかのあいているところの民間の企業とか、コンビニとか、そういうところへの話しかけというのはどれぐらいされているのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員）　保健部長。

◎保健部長（長橋均 君）　ただいまのご質問につきましては、昨年も別の議員から同様のご質問がございまして、同様のお答えをさせていただいたんですが、現状においては、コンビニについては、管理の問題であるとか、あるいは24時間ということの中でも、特に店員さんがアルバイトの方が多いとか、そういう管理の体制、それから使用に当たっての資格の問題、AEDの資格といいますか、講習を受けているかいないかというようなことがあったりとか、あと、特に私たちが心配しているのが、そういう事業者の責任の問題であるとか、あるいは使用される方の心のケアの問題とかというような形で幾つかの課題があるということで、そのときもいろいろなご意見をいただきながらということでお答えさせていただいたというふうに思っております。

そういう中で、我々も研究するという事の中で、今言ったようなことについてどうなのかというようなことも進めてまいりましたけれども、現状の中では、コンビニについては非常に難しいのかなという、今言ったような課題をある程度克服していかないといけないという点がありますので、難しいのかなということでは考えております。ただ、前回のときもそうですし、議員のご指摘のとおり、言わんとしているのは、1分1秒争ってということでの人命にかかわることですので、そういう24時間いつでも使えるような体制をつくることがねらいだと思います。

そういう点についての、例えば大手の守衛のいるような事業所であるとか、あるいはホテルであるとか、そういうような、かわるような、24時間の体制がとれるようなところがないであろうかということも含めて、今引き続きという形で研究しているという状況でご

ざいます。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） その件ですけれども、例えば五條市の方でもホームページにすべてどこにあるのかと、こういうふうには設置場所をちゃんとマップでされています。そここのところに、また「上記以外にAEDをもっている方で、ホームページ内に掲載してもかまわない方は、五條市消防本部救急救助課へ連絡ください。そのつど更新させてもらいます。」、このようにホームページに書いてあるんですね。ということは、こっちの方にいろんな問題があって大変でということはずごくわかります。ですが、こういうことを載せると、うちのところはもう少し協力したいので聞かせてくれとか、やってみたいという人が1店舗でも2店舗でも、こういうふうに出てくると思うんですね。実際にAEDはあるけれども、本当に起きたときにここが閉まって使えませんかという話にいつもなってしまうと悲しいですね。ですので、例えばこういうホームページに募集をすとかというふうにもやっていただきたいと思います。それはどうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 大変いいお話をお聞かせいただいたと思っています。前向きに検討していけたらというふうに思っております。ほかにも課題があるかどうかとか、あるいは実態で支障があるかどうかなんていう確認をとりながらということになろうかと思いますが、検討していきたいと思っております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） ぜひ前向きにお願いします。

実例としては、JAいずものファミリーマートでは6件、杉並区のコンビニでは2件、また亀岡消防署では、コンビニの方にて、とにかくこういうことは大切です、意識を持ってくださいということで、救命講習会を開いて声をかけてきた方が数名ということですが、やったということもありますので、本当に少しずつ活動して、ぜひこれは早急に形にしていただきたいと思います。

そして、AEDの設置もそうなんです。AEDが十分に機能するということは、もちろんそういうハード面、でもハード面のみならず、ソフト面で使える人がそこにいるということ、この両輪でいきますよね。そうしますと、富士市の方では講習会もやり、設置場所にはこういう講習を受けた者がいるということになっておりますけれども、実際に今そういう設置をされたところで、今までに何件くらいこういうふうには使用されたのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 先ほども言いましたことしの100件ということですが、病院を除いた96件の中で、ことしの3月に1件ございました。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） 病院以外で1件ということ、これは公共施設で、そこで指導している方が使用した件数、それとも一般の方で今まで講習を受けたことがある方が使用したのでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 保健部長。

◎保健部長（長橋均 君） 済みません。今、ちょっとわかりにくい言い方で申しわけございません。私の方では、設置している96台について、ことしの3月に1カ所で1件、使用した例があったということです。



○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） 使用した件数が1件というのはちょっとまだわからないんですけども、では実際にソフト面でちゃんと活用できる人がいるということが大切ということで、私たち新人議員も研修を受けさせてもらって、一応こういうふうには、ペーパードライバーと言っちゃいけないですが、持っております。実際に、そういう講習を受けた者とか指導する人たちが、常にいつも研修をしたり、スキルアップしたり、使えるという継続的な講習は年に1回でも大切になってきますけれども、そういうような仕組みはどのようになっていますでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 消防長。

◎消防長（中村一郎 君） まず、AEDの講習ですけれども、平成19年中に204回3504人の講習を受けられた方がおります。消防隊がAEDを使用した件数が平成19年中は21件でありました。先ほど保健部長が申しあげました施設の方にAEDを配置してあるところで1件ありましたということで、ほかの件数というのは入っておりません。

富士宮の方で、学校の中で富士市の救命講習を受けられた方が学校で1件使用したということは聞いておりますけれども、講習につきましては、その設置してあるところの場所につきましては、従業員の方、あるいはそういった講習を実施しておることを条件に配置してありますので、それ以外申し込みがあれば、その都度いつでも講習を受けられる体制を整えてあります。

以上であります。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） ありがとうございます。

それ以外に申し込みがあればということは、これは一般の市民の方でも講習リーダーみたいになりたい場合には、できる仕組みがあるということですか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 消防長。

◎消防長（中村一郎 君） 普通救命講習は、出前講座等で町内会とか企業とか、申し込みがあれば10名以上20名以内でAEDの講習等、普通救命ばかりにやっております。一般の個人の方が講習を受けられたい場合は、第2火曜日と第4火曜日に消防本部PR室の方で実施しておりますので、こちらを利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） わかりました。

また1つ次のステップになるんですけども、例えばお隣の沼津市では、教える普及員の方を臨時職員で一般公募して27名の方が活躍しているということで、そうしますと、一般の市民の方で救命救助に本当にやる気のある方もどんどんふえていくということもありますので、また一般公募というところも含めて、広報をもう少し大々的にやって集めていただければいいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、静岡県動物愛護管理推進計画を受けての方に移りたいと思いますけれども、飼い主の責任の徹底というところで、いろいろとペットマナーとかをやっているというところで、先ほどの県の統計にいきましても、いつも飼い主の徹底がなかなか難しいというのは、結局猫が多いということですよ。結局飼い主がわからないから、どうなるのかということになるんですけども、そういうふうになったときに、例えばこの猫が今もしかしたら迷子になっているとかというときに、飼い主の徹底というところで、例えば三島市

とか厚木市とか、ほかの市もあるんですが、市独自で飼い猫の登録をして、この猫は飼い主がいるのかいないのかというような形もやっているんですけども、また首輪をすとか、登録すとか、そういうような方法も1つの方法として、飼い主の責任を持つという徹底というところにつながっていかないのかなと思うんですが、その件についてどうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） 確かに犬と違いまして、猫につきましては法に基づく登録制度がございません。実際のところ、今富士市に何頭ぐらいの猫がいるかということも不明でございます。ただ、その辺につきましても、なかなか登録についても難しいところがございますので、その辺につきましては若干研究の時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） またいろいろと前向きな研究をぜひお願いしたいと思えます。

また、これをやっているところに聞いたときに、実際に飼い猫登録をして、どういうふうによくなりましたかと聞きました。はっきり言って、もうこれは100%抜群によくなったという回答はもらえませんでした。ですが、飼い猫登録をするということで、もう少し大切にすると、飼い主にとっての意識というのが出るようになりましたということも聞きましたので、ぜひまた検討をお願いしたいと思います。

そして、いろいろとかわいそうな犬、猫、動物たちをふやさないとということで、市役所の下の方にも愛の伝言板というところが置いてあって、これはとてもいいことだと思います。あと、それをもっとプラスにして、もっと人の目のつく機会が多く、拾われていく動物がふえていけばいいのかなと思います。そうしますと、例えば富士市役所のホームページのところに、今ここに動物がいますが里親募集とか、そういうものもホームページにもぜひ載せたらいいのではないのかなと思いますが、その件についてはどうでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） 県の推進施策の中の具体的な施策に、新しい飼い主を探すためのウェブサイトの設置への取り組みというような取り組みを県は標榜しております。議員ご指摘のように、情報の提供窓口については多いことが望ましい、当然のことだと思いますので、その辺、県の動向と連携して対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） ぜひお願いいたします。

ボランティアで、個人でも捨て猫のことでいろいろと活動している方がいらっしゃいますが、例えばこういうホームページに載せて、この猫は、この犬は、こんなようなことがいいですよという一言コメントを載せるだけで拾われていく数も多くなると思うので、そういうことも切望しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、川崎市の方で、こういうこともホームページにもう載せているんですが、そういうケースはどうなりましたかという保護情報とかを聞きましたら、やっぱり殺処分をする回数が少しずつ減ってきたということをおっしゃったので、ぜひよろしく願いしたいと思えます。

そして、トラブル回避も隣人とのいろいろな感情的なというものもありますけれども、

その前に実際に地域で野良になってしまう、それは圧倒的に猫が多いんですが、そのために地域猫というところで、そこでもまた問題が出るということもありますが、富士市では、すごく太っ腹に補助金 500 万円も出していただいているところはすばらしいと思います。あと、ここに助成金というのが 1 世帯に 2 匹まで、所有者がというところになっておりますが、実際にそういうふうに地域で飼い主のいない動物たちもたくさんいるというところで、この助成金の緩和というか、必ずしも自分の飼い猫ではなくとも、地域にいる猫の助成にも出せるよというような形になってはいかないでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） 地域猫の考え方についてもなかなか難しい部分がございます。私ども、猫の去勢、避妊手術の補助金の交付要領を定めるに当たりまして、やはり登録がございませんので、多頭飼育されている世帯がどの程度あるのかというようなことが捕捉できない中で、そういう多頭飼育をされている世帯が先行して補助申請した場合、他の飼養世帯が申請できなくなるのではないのかというような懸念もございましたので、一定の条件といいますか、制限をさせていただきました。

その中で、県内で同様な制度を持っているのは 16 市町でございます。平成 19 年度の当市の交付該当件数が 810 件というのは、16 市町の中でトップだというようなことの中で、よく利活用されているというふうに感じております。その中で、やっぱりそういう活用数についても一定の成果が上がっているというふうに認識をしておりますので、この交付要領については現状を継続するというご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6 番山下議員。

◆6 番（山下いづみ 議員） いろいろな問題があるということですがけれども、ほかの助成緩和というところでは、他市でも地域猫に関してやっています。成功例が出ているというところもまたありますので、そちらの資料もぜひお渡ししたいと思っておりますので、またそちらもぜひごらんになって検討していただきたいと思います。

そして、最後のボランティアの育成というところで、富士市の方では保護員がいてというところで、そういう方が随時ペットマナーをやったり、講座をやったり、いろいろやっているというところで、こういうことにプラスしまして、県の方では、そういう人たちを軸にもっとボランティアを育成して、動物愛護の心を豊かにするということと、あと、とにかく殺処分になってしまう動物たちの数を減らすというところに力を入れたいし—もちろん富士市でもそうだと思いますが—ですので、またこのボランティアの育成というところで、愛護の係の人を軸に、そういう方も募るといってもぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

それはもちろん、ここですごく熱心にやっている NPO 法人捨て猫をなくす会というところもありますし、ほかにもボランティアのグループもありますし、またグループをつくらずに個人でそういう活動をしている方は富士市にたくさんいるんですね。この件に関していろいろとお話を聞き始めていったときに、グループ以外にも、個人で私も、私も、大体そういう人たちは、結局みんな自分で 5 匹から 10 匹ぐらい平気で飼うようになってしまいうんですね。そういう人たちがいましたときに、その人たちが自主的にやっていることなんですけれども、結局は結構いろんな区域に負担がかかってしまう。そうしたら、そういう人たちにボランティアという形をまた位置づけとかをしていくと、その人たちの精神的な負担も軽くなっていくのではないのかなというふうに思います。

そして、あとここで殺処分を減らすというところで、車に乗せて行く前に、最後に里親

を探そうというような時間、これはいろんな人からお話を聞いたんですが、最後の段階で、例えば浜松の方に行く前の段階で、この子の里親になる方はいませんかというような時間とか、広場とか、イベントとか、そういうものを少し設けていくというような時間とかがとれないでしょうか。

○議長（渡辺敏昭 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） 引き取りといいますか、いわゆる処分依頼ですけれども、先ほど議員のご質問の中にありましたとおり、平成18年度は1万1506頭が殺処分をされたということでございまして、県の方につきましては、やはりこの数を減らしていくと、平成29年度までには処分対象6000匹まで減らすというようなことを重要目標に掲げております。

その中で、保護された犬、あるいは引き取り依頼があったものにつきましては、そのフォロー的には、まず所管の保健所に一時保管をされると。その中につきましては、狂犬病予防法の規定によりまして、2日間の公示と、あと1日飼い主があらわれるのを待つというようなことの中で、3日間経過すると処分をすることができるというような規定になっております。その3日間を経過した後、浜松市にあります静岡県動物指導センターへ運ばれます。一部については、子犬、子猫を譲る会というような会がございまして、そこで新たな飼い主といいますか、希望者に有償譲渡、先ほど平成18年度実績で413頭というような数字がありましたけれども、これがその数字ではなかろうかと思っております。

その中で、一時預かり期間の延長、あるいは動物指導センターでの延命というようなことにつきましては、いずれにつきましても、この事業内容が県の事業でございまして、議員からそういうようなお考えといいますか、要望があったことについては県の方に伝えていきたいと考えております。

○議長（渡辺敏昭 議員） 6番山下議員。

◆6番（山下いづみ 議員） これは県のものということですがけれども、こういうように順を追ってということは、私たち市民にとってなかなかわからないし、必死になって迷い猫でも里親になりたいという人ぐらいしなかなかわからないと思うんですね。ですので、県の方にこういう保健所に何日置いてありますよ、プラスもっと最後の広場でどうですかというようなイベント的な、もう少し明るいような形でやっていった方が、形になっていくのではないかなということをぜひお伝えしていただきたいと思っております。

最後ですけれども、そのボランティアの育成をしてということで県の要綱の方にも出てはくるんですけれども、また1番目の飼い主の責任の徹底というところにもつながってきますけれども、ほかのところではやっぱり一番問題のところは、捨て猫の問題ということにつながってはきますね。そうしますと、いろんなところでは、猫に対しての世話の仕方とか、地域猫に対しての対応の仕方とかということ、これは横浜の方ですがけれども、委員会を設立して何回も協議を重ねて報告、このようなりフレットを配布して、意識を高めるということもしておりますので、またこういうことも富士市の方でもぜひ考えていただいて、ホームページの方に犬条例ということで書いてありますけれども、そこに2行猫のことも載っていますが、またこのところももう少し充実させていきたいと思っております。よろしく願いいたします。